



# 宮 崎 県 公 報

平成22年9月6日(月曜日) 第 2215 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

○都市計画の変更(4件)……………(都市計画課) 1

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(経・産・数課) 1

○砂利採取業務主任者試験の実施……………(工業支援課) 2  
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商業支援課) 2  
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 3  
○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4

### 公安委員会公告

○警備員等の検定の実施について…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 591号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市清武総合支所において公衆の縦覧に供する。

平成22年9月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画公園 6・5・2号 清武町総合運動公園
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加した部分  
なし
  - (2) 削除した部分  
なし

### 宮崎県告示第 592号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市清武総合支所において公衆の縦覧に供する。

平成22年9月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画緑地 4号 木原河川緑地
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加した部分  
なし
  - (2) 削除した部分  
なし

### 宮崎県告示第 593号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市清武総合支所において公衆の縦覧に供する。

平成22年9月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路 3・4・37号 見の崎通線外 3 路線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加した部分  
なし
  - (2) 削除した部分  
なし

### 宮崎県告示第 594号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県日向土木事務所及び日向市建設部まちづくり政策課において公衆の縦覧に供する。

平成22年9月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路 3・6・21号 亀崎通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加した部分  
日向市向江町 1 丁目、鶴町 1 丁目の一部
  - (2) 削除した部分  
なし

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7 号)第10条第 1 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成22年9月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年8月23日	特定非営利活動法人ごかせ観光協会	小笠 まゆみ	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所98番地1	この法人は、宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町及びその周辺地域との連携のもと、観光に関する事業の振興及び促進並びに自然環境の健全な保全を図り、もって地域振興、地域経済の発展及び地域文化の向上に寄与することを目的とする。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成22年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成22年9月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 試験の日時  
平成22年11月12日（金曜日）午前10時から正午まで
- 2 試験の場所  
宮崎市旭1丁目3番6号  
宮崎県庁7号館 744号室
- 3 受験願書の受付期間  
平成22年9月27日（月曜日）から10月15日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、10月15日付けの消印のあるもので有効とする。
- 4 受験願書の提出先  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県商工観光労働部工業支援課
- 5 受験願書の提出方法  
郵送又は持参
- 6 受験手数料  
8,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 7 その他
  - (1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部工業支援課において配布する。  
郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手をはり、あて先明記の上請求すること。  
なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。
  - (2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部工業支援課（電話0985（26）7095）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成22年9月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）生活協同組合コープみやざき日南王子店  
日南市吾田西1丁目730番地4
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀  
宮崎市瀬頭2丁目10番26号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
生活協同組合コープみやざき 代表理事 亀田高秀  
宮崎市瀬頭2丁目10番26号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成23年4月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,900㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側（No.1） 131台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物南側（No.1） 24台  
建物南側（No.2） 16台  
建物南側（No.3） 7台  
敷地東側（No.4） 8台  
合計 55台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側（No.1） 129㎡  
建物北側（No.2） 52㎡  
建物西側（No.3） 125㎡  
合計 306㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物西側（No.1） 5.8㎡  
建物西側（No.2） 12.5㎡  
建物西側（No.3） 25.0㎡  
合計 43.3㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時30分
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分～午後10時
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
敷地西側 1箇所（出入口）  
敷地南側 2箇所（出入口）  
敷地東側 1箇所（社宅住人専用出入口）  
合計 4箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

<p>午前6時～午後9時</p> <p>8 届出年月日 平成22年8月17日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成22年9月6日から平成23年1月6日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先</p>	<p>宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成22年9月6日から平成23年1月6日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。</p> <p>平成22年9月6日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>
--	---

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-18)第52号	(株)加賀城建設	加賀城 征洋	宮崎県宮崎市大工3-285-1	一般	土木工事業	平成22年7月13日付で廃業した旨の届	平成22年7月13日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第376号	同盟建設(株)	工藤 哲二	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸6343-1	一般	造園工事業	平成22年7月23日 "	平成22年7月23日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-17)第1153号	(株)甲斐組	盛武 博文	宮崎県延岡市稲葉崎町2-61	特定	塗装工事業	平成22年7月21日 "	平成22年7月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第2354号	(株)尾鈴建設	勢井 政俊	宮崎県児湯郡高鍋町大字上江399-4	一般	造園工事業	平成22年7月30日 "	平成22年7月30日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第4025号	相互造林(株)	中島 寛人	宮崎県日向市大字富高7458-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業	平成22年7月2日 "	平成22年7月2日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第4040号	(株)ベル	蛸原 作一	宮崎県日南市大字下方587-5	一般	電気通信工事業	平成22年7月23日 "	平成22年7月23日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第4517号	(株)日光電機商会	甲斐 亮	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井868-4	一般	土木工事業、電気工事業、管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	平成22年7月30日 "	平成22年7月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第5927号	(有)優路建設	池上 秀幸	宮崎県宮崎市大字田吉3527-2	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成22年7月15日 "	平成22年7月15日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第6418号	西部土木(有)	佐藤 利夫	宮崎県東臼杵郡門川町栄ヶ丘3-18	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成22年7月22日 "	平成22年7月22日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第7130号	山口シャッター	山口 信義	宮崎県日向市大字財光寺松原3621-3	一般	ガラス工事業、建具工事業	平成22年7月26日 "	平成22年7月26日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第7355号	田野産業(株)	児玉 哲也	宮崎県宮崎市吉村町井出ノ中甲840-16	一般	建具工事業	平成22年7月21日 "	平成22年7月21日(一部廃業)
宮崎県知事許可	(株)横山建設	横山 一郎	宮崎県都城	一般	管工事業	平成22年7月	平成22年7月29日

(般-19)第7484号			市志比田町 5797-3			29日付けで廃業した旨の届	(一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8252号	(株)中武商店	中武 靖雄	宮崎県宮崎市島之内字境田6350-2	一般	建築工事業、鋼構造物工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、建具工事業	平成22年7月30日 "	平成22年7月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8330号	はまゆう開発	小濱 充明	宮崎県都城市山之口町山之口2989	一般	土工事業、とび・土工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成22年7月29日 "	平成22年7月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第8886号	(有)黒木建設	黒木 修	宮崎県小林市野尻町三ヶ野山3744-3	一般	管工事業	平成22年7月28日 "	平成22年7月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第10541号	満木鉄工所	満木 幸雄	宮崎県都城市梅北町6848-4	一般	鋼構造物工事業	平成22年7月5日 "	平成22年7月5日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第10790号	谷口造園土木(有)	谷口 東一郎	宮崎県日南市大字楠原3281-3	一般	土工事業、造園工事業	平成22年7月23日 "	平成22年7月23日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第11077号	(有)東郷製瓦	東郷 繁	宮崎県都城市広原町30-3	一般	屋根工事業	平成22年7月1日 "	平成22年7月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第11541号	本村産業	本村 文博	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4319-10	一般	建築工事業、塗装工事業	平成22年7月13日 "	平成22年7月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第12281号	(株)エース	平林 康	宮崎県延岡市平原町5-1492-12	一般	電気工事業	平成22年7月1日 "	平成22年7月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第12327号	(株)八成	境 一成	宮崎県宮崎市高洲町235-3	一般	土工事業、とび・土工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成22年7月27日 "	平成22年7月27日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-19)第12337号	(株)伸栄建工	植田 伸夫	宮崎県延岡市伊形町2008-9	一般	内装仕上工事業	平成22年7月29日 "	平成22年7月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第12594号	アスカ建築工房	田爪 一幸	宮崎県都城市姫城町30-6	一般	土工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業	平成22年7月1日 "	平成22年7月1日 (全廃業)

永田八代子

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成22年9月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 公安委員会公告

#### 宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成22年9月6日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
北諸県郡三股町大字蓼池1807番2	宮崎市江平西2丁目1-49永田 電話ビル3階

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	2 級	平成22年12月 7 日 (火) 午前 9 時30分から午後 5 時ころまで
	1 級	平成22年12月 8 日 (水) 午前 9 時30分から午後 5 時ころまで

※ 当日の受付は、午前 9 時から 9 時30分までに済ませること。

## 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

## 3 定員

15人 (鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

## 4 受検資格

## (1) 2 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

## (2) 1 級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者

イ 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間、時間

平成22年10月29日 (金) から11月 8 日 (月) まで (県の祭日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

## (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

## (3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 空港保安警備 2 級検定合格証明書の写し及び空港保安警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。)

カ 1 級検定受検資格認定書 (1 級検定者のうち検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物等検査に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。(1 級に限る。)

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。(1 級に限る。)

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全全部生活安全企画課警備係 (電話代表0985-31-0110) に行うこと。